

地域農業振興に果たすJAの役割

—いまJAの地域農業振興対策に求められているものは何か—

(社) 農業開発研修センター 会長理事 小池恒男

〔要 旨〕

小論は、(社) 農業開発研修センターが農林中金総合研究所の委託を受け、研究テーマ「地域農業振興・活性化に果たすJAの役割に関する調査研究」のもとに進めてきた共同の調査研究の成果の一部である。共同で立ち上げた「地域農業振興・活性化研究会」が調査研究の成果としてかかげたのは、(一) 地域の農業・農村の基本課題を明確にし、地域農業振興の基本方向を提起すること、(二) その地域農業振興の基本方向に基づく実行方策を明らかにし、地域農業振興計画の策定・推進に向けてのJAの果たすべき役割を提起すること、(三) 被災地における農業・農村の再生・復興に向けてのJAの果たすべき役割を明らかにすること、の3点であった。おことわりするまでもないことではあるが、文責のすべては筆者が負うものである。

小論は、新たな地域農業振興・活性化が求められる背景にある今日的課題として以下の7点をあげた。第一に、「3対策からなる新農政」プラス、政権交代、TPP参加問題、東日本大震災・原発事故の影響を含めてとらえられる農政の新段階という要素である。第二に、2005年以降に起こっている戦後最大の構造変化という要素である。そしてそれを引き起こした一つの要因でもある、農業の収益性条件の悪化である。第三にあげられるのは、農産物の需給緩和基調に対する農協共販の対応という課題である。とくに、2004年の改正食糧法の施行(米政策改革)以降、米にまで産地間競争が求められることになった点は大きい。

第四に、水田の有効利用・高度利用の課題である。生産調整は1970年に実施されてから40年間に及ぶが、この間、耕作放棄地とは別に、多くの地域は生産調整にともなって発生した不耕作農地を抱え込んでいる。田畑輪換・輪作体系の確立を図り、水田の耕地利用率を高め、自給力の向上を目指すという方向で、今改めて水田の利用状況について再点検する必要がある。第五に、「食と農林漁業再生実現会議」の「食と農林漁業再生のための基本方針」に先がけて、2011年5月にJAグループが取りまとめた『東日本大震災の教訓をふまえた農業復興に向けたJAグループの提言』にかかわる点である。『JAグループの提言』をバックアップする意味でも今こそ各地域が主体的に、地域の実態に即した、組合員農家・地域住民の意向をふまえた地域農業振興・活性化計画を立案しなければならないという点である。

第六に、農業だけを純粋抽出して視野狭く地域農業振興・活性化について分析検討を進めるのではなく、構造再編を、「輸出拡大で経済成長を」という外需依存の経済成長に対置されるべき「内需拡大が主導する国民経済の成長」の基盤となる第一次産業や他の地場産業、地域金融、医療、福祉、教育、環境、再生可能な自然エネルギー等々にかかわる仕事を含めてこれらを新たな基幹産業と位置づけ、この新たな基幹産業と生活のためのより良い環境を創り出す上で必要となる構造再編(地域資源の再編)といった視野が求められているという点である。

これらの検討をふまえて、アンケート結果もふまえながら、「産地形成、産地の維持・強化」、「直売所の設置・拡充をはじめとする地産地消の取組み」、「土地利用型農業の足腰を強くする担い手育成に資する構造政策」、「多様な担い手に対する多様な支援支援策の具体化」、「水田の有効利用・高度利用対策の推進」、「環境保全型農業の推進」、「六次産業化・農商工連携・コミュニティビジネス・観光農業の開発等々の業際作戦の展開」、「鳥獣害対策・耕作放棄地対策・再生可能エネルギー・空家管理対策等々の山際作戦」、「国の補助事業の積極的導入や直接支払い対策に対する積極的な対応」等の9つの基本課題を提起した。そして、これらの地域農業「再生」のための基本課題と実行方策を具体的に実践していくためにも、今、改めて地域農業振興計画の策定と実践が求められていること、そしてそのためにも地域農業振興・活性化推進の体制づくりが必要ということと最後に、地域農業活性化推進の体制づくりの課題をあげ、営農面事業の積極的な展開が農協のすべての事業の活性化をリードするというぐらいの気概をもつ必要があることを強調した。

目次

- 1 新たな地域農業振興対策が求められる時代背景
- 2 私たちは今、どのような構造変化に直面しているか
- 3 農産物の需給緩和基調にどう対応するか
 - (1) 調査事例3JAの10年間の販売額の推移
 - (2) 加工需要を取り戻す
 - (3) 産地形成と差別化戦略
 - (4) 直売所の設置・拡充をはじめとする地産

地消の取組み

- 4 地域は今、何を求めているか
—地域農業振興の決め手は何か—
 - (1) アンケートにみる地域農業活性化の決め手
 - (2) アンケート表の再整理と「活性化の決め手」の集約
- 5 地域農業振興の基本課題と実行方策

1 新たな地域農業振興対策が求められる時代背景

農業基本法（1961年）以降に取り組んできたJAの地域農業振興対策の流れをざっと概観してみると、まず、農業基本法の自立経営農家育成路線に対抗して打ち出された営農団地づくり（営農団地構想）の取組みであり、この産地づくり路線が昭和50年代前半にまでに及んだ。その後、1976年の第14回全国農協大会で初めて地域農業振興計画の策定がうたわれ、第15回全国農協大会から第17回全国農協大会にかけての3次9年間にわたって地域農業振興計画の策定・実践運動が展開された。つづいて、1994年の第20回大会、1997年の第21回大会では「JA長期営農計画」の策定と実践がうたわれ、2000年の第22回大会以降は「地域農業戦略」の策定と実践がうたわれてきた。地域農業戦略については「地域農業振興に向けたJAの取組みを明らかにしたもの」と

説明されており、言うならば、農業協同組合は「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とする」という農業協同組合法の目的に沿って、表現を変えつつも一貫して地域農業の振興をうたってきたと言えるであろう。

いま私たちが考えなければならないのは、戦後農政を根本から見直すことになった2007年の3対策（品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境向上対策）からなる「新農政」の登場を契機とする農政新段階において、あるべきJAの地域農業振興対策の意味内容についてである。ここでは、新たな地域農業振興対策が求められる時代背景として以下の6点をあげておきたい。

第一に、「3対策からなる新農政」プラス、政権交代、TPP参加問題、東日本大震災・原発事故の影響を含めてとらえられる農政の新段階という要素である。第二に、2005年以降に起こっている戦後最大の構造

変化という要素である。そしてそれを引き起こした一つの要因でもある農業の収益性条件の悪化である。第三にあげられるのは、農産物の需給緩和基調に対する農協共販の対応という課題である。とくに、2004年の改正食糧法の施行（米政策改革）以降、米にまで産地間競争が求められることになった点は大きい。第四に、水田の有効利用・高度利用の課題である。生産調整は1970年に実施されてから40年間に及ぶが、この間、耕作放棄地とは別に、多くの地域は生産調整にともなって発生した不耕作農地を抱え込んでいる。田畑輪換・輪作体系の確立を図り、水田の耕地利用率を高め、自給力の向上を目指すという方向で、今改めて水田の利用状況について再点検する必要がある。第五に、「食と農林漁業再生実現会議」の「食と農林漁業再生のための基本方針」に先がけて、2011年5月にJAグループが取りまとめた『東日本大震災の教訓をふまえた農業復権に向けたJAグループの提言』にかかわる点である（以下、『JAグループの提言』）。残念なことに、ここで提言された水田農業の「20～30haの1集落1担い手経営体」という部分のみが「食と農林漁業再生実現会議」につまみ食いされて（しかも集落は恣意的にはずされて）、平地で20～30ha、中山間地域で10～20haという土地利用型農業の目標規模が一人歩きすることになった。もちろんこのことがJAグループにとって不本意なことは理解できるが、しかし、『JAグループの提言』が全体として迫力不足であったことも否めない。言い方

を変えれば、『JAグループの提言』をバックアップする意味でも今こそ各地域が主体的に、地域の実態に即した、組合員農家・地域住民の意向をふまえた地域農業振興対策を立案しなければならないということである。

最後に付け加えておきたいのは、これらの結果として農業だけを純粹抽出して視野狭く地域農業振興・活性化について分析検討を進めるのではなく、構造再編を、「輸出拡大で経済成長を」という外需依存の経済成長に対置される「内需拡大が主導する国民経済の成長」の基盤となる第一次産業や他の地場産業、地域金融、医療、福祉、教育、環境、再生可能な自然エネルギー等々にかかわる仕事を含めてこれらを新たな基幹産業と位置づけ、この新たな基幹産業と生活のためのより良い環境を創り出す上で必要となる構造再編（地域資源の再編）といった視野でとらえることが求められているという点である。現時点で構想されるべき地域農業振興対策、ならびにその基本に位置付く地域農業振興計画の策定と実践は、以上の意味においてこれまでのものとは異なる革新的な内容をもつものでなければならない。以下では、新たな地域農業振興対策が求められる時代背景としてあげられた6点のうち、第二の構造変化、第三の需給緩和基調、第五の地域農業振興の決め手について検討し、最後にこれらの分析をふまえた地域農業振興の基本課題、実行方策を提起する。

2 私たちは今、どのような構造変化に直面しているか

構造政策とは何か、農業に限定して定義すれば、構造政策とは、「地域に賦存する農業にかかわる資源の組み合わせを、行政の関与によって改変して、農業の生産性の向上を実現する、そのための方策」である。しかしながら、いま地域で、農業の振興や活性化について考えるとき、農業だけを純粹抽出して視野狭く分析検討を試みても、確信のもてる持続的発展の方向性は容易にみえてこない。そういう意味で構造再編を、「輸出拡大で経済成長を」という外需依存の経済成長に対置される「内需拡大が主導する国民経済の成長」の基盤となる農業、林業、漁業等の第一次産業や他の地場産業、地域金融、医療、福祉、教育、環境、再生可能な自然エネルギー等々にかかわる仕事を含めてこれらを新たな基幹産業と位置づけ、この新たな基幹産業と生活のためのより良い環境を創り出す上で必要となる構造再編（地域資源の再編）といった視野でとらえることが重要である。このよう

な問題意識をもちつつも、しかしながら本研究が検討の対象として取り上げるのは、当然のことながらとりあえずは地域農業を中心にすえた立論ということになる。いま私たちが直面している構造変化とはどのようなものか、まずこのことをデータに基づいて確認しておきたい。第1表で明らかのように、借入耕地面積、耕作放棄地、農業就業人口の推移が、1980年以前（第Ⅰ期）、1980-2005年（第Ⅱ期）、2005年以降（第Ⅲ期）という大きな画期を示して動いている。借入耕地面積は1980年まではむしろ減少と（圃場整備にともなう小作地の解消）、わずかな増加を繰り返しており、1980年以降に増加率が20%から30%という顕著な増加に転じている。1980年まではまったく増加傾向を示していなかった耕作放棄地が、1980年以降はげしく変動しながらも明確な増加傾向に転じている。高度経済成長の影響を受

第1表 借入耕地・耕作放棄地・農業就業人口の推移

	借入耕地面積			耕作放棄地面積		農業就業人口	
	(ha)	対前期比 (%)	借入耕地面積割合 (%)	(ha)	対前期比 (%)	(人)	対前期比 (%)
1965	274,111	△23.1	5.3	—	—	11,513,989	△20.8
70	296,785	8.3	5.8	—	—	10,351,956	△10.1
75	245,512	△17.3	5.1	99,104	—	7,907,487	△23.6
80	262,695	7.0	5.6	91,746	△7.4	6,973,085	△11.8
85	320,931	22.2	7.0	96,807	5.5	6,363,228	△8.7
*	312,376	—	6.8	92,671	—	5,428,438	—
90	403,672	29.2	9.6	150,655	62.6	4,818,921	△11.2
95	503,810	24.8	12.7	161,771	7.4	4,139,809	△14.1
2000	620,209	23.1	16.6	210,019	29.8	3,891,225	△6.0
05	691,004	11.4	19.3	223,372	6.4	3,352,590	△13.8
10	1,063,201	53.9	29.3	396,088	77.3	2,606,476	△22.3

資料 『世界農林業センサス』各年次

(注) *1985年の下段の数値は1990年の定義により組み換え集計した数値。1990年以降は新定義、販売農家の数値。

けて1980年までは著しい減少を示していた農業就業人口は、1980年以降は10%台の減少率で推移している。この三つの指標の動きが2005年以降、急変している。借入耕地面積は一気に対前期比で54%の拡大、耕作放棄地は77%の拡大、農業就業人口は22%の減少といずれも過去最大の拡大、減少を示しているのである。この激変を引き起こした要因として考えられるのは、戦後の日本農業の成長を支えてきた昭和一ケタ世代のリタイア、そしてそれと機を一にして起こった、農政の転換、2007年の担い手を「絞り込んで直接支払い」の品目横断的経営安定対策（後に水田・畑作経営所得安定対策）の導入、そしてそれにともなう最後まで残っていた小麦の政府買い入れ制度、かんしょ・ばれいしょ・てん菜・さとうきびの制度の廃止、つまり、戦後営々として築き上げてきた価格保障制度の全廃である。この点にかかわってさらにこの間における農業の収益性条件の悪化について確認しておきたい。

第2表は、2000年以降において農産物価格が下落する一方で、生産資材の価格が上昇を続け、結果として錶状価格差指数が急上昇するという、2000年以降、とりわけ2005年以降における農業の収益性条件の急激な悪化の実態を示している。錶状価格差指数は

2000年以降の5年間に9.6ポイント、2005年以降の5年間に14.1ポイントと戦後最悪の上昇を示している。単年度比較でみると、2004年の109.5から2009年の136.4へと25ポイントの悪化となっている。これにともなうって生産農業所得は2000年の81.2から2005年の75.5、2009年の61.2へと20ポイントの急激な落ち込みを示している。

こうした収益性条件の悪化にともなうって、政策の対象となる販売農家は、すでに農地所有者の42%の相対的少数者となっている。土地持ち非農家が販売農家を上回っている県は、2005年の1県（石川県）から2010年の14県へと増加している。佐賀県、石川県、富山県においては土地持ち非農家の割合がすでに50%を超えている。これと平行して借地耕地面積割合もこの5年間に

第2表 農産物と農業生産資材の価格指数ならびに生産農業所得指数(1985年=100)

	農産物 価格指数 (農産物総合) A	農業生産資材 価格指数 (農業生産 資材総合) B	錶状価格差 指数 B/A	生産農業 所得指数 (全国)
1975-1979年	81.0	84.6	97.4	118.9
80- 84	98.7	101.4	102.7	101.3
85- 89	96.7	95.3	98.5	96.0
90- 94	104.1	98.1	94.3	111.7
95- 99	96.7	99.6	103.2	94.8
2000- 04	88.1	97.5	112.8	80.4
2005	86.7	101.7	117.3	75.5
2006	89.2	103.9	117.3	72.6
2007	84.6	107.4	127.0	71.2
2008	84.7	115.5	136.4	65.1
2009	83.0	113.2	136.4	61.2
2005- 09	85.6	108.3	126.9	69.1
2010	88.4	111.8	126.5	...

資料 農林水産省統計情報部『農産物価統計』、『生産農業所得統計』各年次

19.3%から29.3%へと急上昇しており、佐賀県の59.1%、富山県の53.1%のようにすでに50%を超える県も出てきている。もちろん、こうした農家数の減少、借地率の急上昇は、この間に進んだ集落営農の法人化によることも大きく、単純に農業従事者の減少とはいえない側面があることには留意しておかなければならない。問題は、このような実態をふまえて『基本構想・行動計画』（食と農林漁業の再生実現会議の『我が国の食と農林漁業の再生に向けた基本方針・行動計画』2011年10月）が提起している20ha、30haという規模拡大目標、それに向けての農地の担い手へのさらなる集積についてどう考えるかである。貸し出すべき農地がすでに出尽くしてしまっていて、農地の賃貸借は進まないとみるべきか、いよいよ借り手が貸し手に回る段階に及ぶから動きはむしろさらに大きくなるとみるべきか。ただ、多くの地域が耕作放棄地を抱え、農業からリタイアする人々を補充する新規就農者の確保の目的が立っているわけではなく、「地域から、主体的に」地域農業の構造再編に取り組む強い意思をもたなければならぬことは確かである。

3 農産物の需給緩和基調に どう対応するか

(1) 調査事例 3 JAの10年間の販売額の 推移

調査事例の3JAのこの10年間の販売額の推移にはきわめてきびしいものがある（デ

フレ指数で実質化する必要もあるが、さらにそれが、生産の縮小によるものなのか、単価の低下によるものなのか、直接支払い制度等の政策によるものなのかの検証が必要である）。対基準年（2000年）比で、2010年の販売総額はJA上伊那で77%、JA三次で79%、JA筑前あさくらで63%となっている。作物別にみると、JA上伊那ではとくに果実、畜産、米・麦・大豆の落ち込みが大きい。これに対して、直売所の売り上げは2010年で14億円に達しており、これを加えた野菜のふんばり、がんばりが特徴的である。JA三次については、畜産、米・麦・大豆の落ち込みが大きく、やはり直売所の売り上げの5億円を加えた野菜のふんばり、がんばりが確認される。ピオーネの伝統産地を抱えた果実のふんばりも注目される。米穀は買い取り販売分を含めても基準年比70%の落ち込みである。販売総額の落ち込みがもっとも大きいのはJA筑前あさくらである。2011年では基準年比58%という落ち込みである。とくに注目されるのは果実の落ち込みの大きさである（基準年比43%、最大の売上額を誇る品目である柿の落ち込みは35%）。直売所の売り上げの1億9千万円（2010年度）が相対的に小さいのもひびいている。先進JAにみるこのような販売事業における苦戦は、地域農業振興計画における作目選択に大きな影響を及ぼすことはいうまでもないところである。

(2) 加工需要を取り戻す

その背景にはもちろん、先にみた農業の

収益性条件の悪化があるわけであるが、さらに長期的、構造的な問題としてみておかなければならないのは、オレンジ果汁の自由化、野菜の加工原料の輸入増加、ミニマム・アクセス米等々にみられるような、加工原料の輸入農産物による代替である。外堀を埋められて需要のパイが小さくなってきたそのところを取り戻す課題は、農産物の輸出の可能性を追求する課題とともに今後における重要課題である。

(3) 産地形成と差別化戦略

ここでは産地形成について、「量、品質、出荷時期等において市場の比較優位を獲得した産品を産出する地域を創出するプロセス」と定義しておきたい。したがって戦略の具体的な中身は、地域の実態に即して「誰が（担い手）」、「何を（作目）」、「どう売る（販売戦略）」のこの三つの要素をどう組み立てるかである。地域農業「再生」の基本戦略の第一に産地形成を位置づけるのは、これらの取組みの成功が、そのまま地域の農業生産の拡大、担い手の育成・確保につながり、いわばこれぞ農協陣営の生産拡大・担い手育成の王道の戦略として位置づけるべきものと考えからである。

そこで立ちはだかるのは、産地形成、差別化戦略と農協の共販理念とどう折り合いをつけるのかという難題である。産地形成をいえば、産地間競争、差別化戦略、ブランド化という展開と不可避的に向き合うことになる。一方にあるのが、農業協同組合共同販売体制確立運動のなかで、1952年3

月に決定された無条件委託、平均売り、共同計算という共販三原則に象徴される農協の共販理念である。とくに米穀の取扱いにおいては、特定の取組みに対してメリットをつけるという程度のこと、特定の栽培方法に対してわずかな加算金を賦課する程度のことしかできない、本格的な差別化戦略の展開は無理というのが現状ではないか。「環境こだわり」で+ a のせいぜい数百円/60kg程度のプレミアムの付加が精一杯というところである。

このハードルを乗り越えて行くために求められるのは、産地形成して、特選品で産地ブランド力を高めるという方向性であり、その差別化戦略・ブランド化推進の前提となる以下の4つのテーゼである。一つは、「生産者部会で対応するオープンシステム」づくり、二つには、「生産者部会のすそ野を広げていく」絶えざる働きかけ、三つには、「産地として販売額をトータルで増大する」という目標、四つには、「品質面で国際競争力強化」の目標である。こうした大きな志をもつことによって共販理念に対するためらいを乗り越えていかなければならない。そしてさらに、多段階をふまえた実体をともなったブランド形成に向けての不断の努力が求められる。そのためには、以下の、三つの正直（裏付けのある、裏切らない）、①農法、どんな作り方をしているのか（命はぐくむ農法）、②コスト、生産にどれだけ費用がかかっているのか（再生産可能な価格）、③食味、おいしいお米かどうか（食味計の食味値、味度計の味度値等）、つまり、

環境（命はぐくむ農法，食の安全・安心），（再生産可能な）価格，食味（品質）の三つのチェックポイントで試される三つの正直である。

もう一点ここで注目しておかなければならないのは，近年目立つニューリーダーによる仲間づくりと地域ブランドづくりの新たな動きである。農協の専売特許であった産地づくりが，農協と距離を置くニューリーダーによって展開されている。とりわけ，彼らがただ一人で独走するのではなく，仲間づくりを重視している点に注目しておかなければならない。そこに農業の特殊性をみておかなければならないが，同時に，これらの事例が，農協が地域に眠っているさまざまな発展の芽を見逃していることを示している点にこそ注目しておかなければならない。

(4) 直売所の設置・拡充をはじめとする 地産地消の取組み

地産地消をマーケティングの視点でとらえると，販売対象の中心を当該地域におくということに大きな特徴をもつ販売戦略ということになる。それは地域の範囲にもかかわるが，第一義的にはその産品の地域における産品ごとの需給バランスを基準に打ち出される販売戦略の一つと理解することができる。

この戦略的課題をただ直売所の設置と狭くとらえずに，また，直売所をただ一つの販路・販売チャンネルという位置づけにとどめるのではなく，この戦略的課題を全体

として，営農面活動を通じた「新たな協同の創造」，「JAくらしの活動」を通じた「新たな協同の創造」ととらえることが重要である。したがって，「直売所の設置・拡充をはじめとする地産地消の取組み」として具体的にあげられる施策は，直売所の設置・拡充，学校給食，食育（食農学習），市民農園，市民向け営農講座等々の幅広いものである。さらにいえば，直売所のもつ機能をただ直売機能に閉じ込めるのではなく，そのもつ多様な役割にこそ注目しなければならないし，さらに進んで多様な機能の開発がめざされなければならない。たとえば，直売所の多様な役割として以下のものが想定される。

①業態開発という意味づけ（生協の共同購入，個配）

生協は共同購入，個配等々の業態開発を行ってきた。ファーマーズマーケットを農協の業態開発と位置づけて，その特性をより明確に打ち出す必要があるのではないか。^(注1)

②直売所の「学び・実践し・販売する三位一体の取り組み」という意味づけ

直売所に併設された学びのための教室では，新規就農講座，女性農業者講座，協同組合講座，ふれあい講座等々の講座が開設される。直売所に併設された実践圃場や市民農園等々で営農の実体験をする。直売所の売り場や併設されたレストランで実践圃場や市民農園で栽培された産品で商品化できるものは直売所で試売，レストランで素材として試用する。

③組織基盤の拡大・強化という意味づけ

世間を騒がせている員外利用問題、准組合員問題であるが、直売所の「学び・実践し・販売する三位一体の取り組み」は、まさに組合員の実態づくりの場にほかならない。

④他事業との提携を追求する場という意味づけ

JA新ふくしまは、米を直売所で有利販売して、それを共計に反映することによって集荷率を引き上げるという取り組みを展開している。またたとえばJA周南は、直売所「来んさいサロン」に金融相談カウンターを設置して効果を上げてい^(注2)る。

⑤農業の多様な担い手の実態づくりという意味づけ

②の「学び・実践し・販売する三位一体の取り組み」は、まさにそのまま担い手のすそ野を広げるきわめて実践的な取り組みといえる。

⑥地域住民との交流の場という意味づけ

直売所はいうまでもなく住民に広く開かれた交流の場であり、そこでの「学び・実践し・販売する三位一体の取り組み」、さらには学校給食、食育（食農学習）、市民農園、市民向け営農講座等々を含む幅広い取り組みは、いうまでもなく同時にまた国民合意の農政確立への道につながるものである。

⑦すべての事業の窓口

ひょっとすると直売所にはもっと重要な意味づけが必要かもしれない。農協の

すべての事業の取り組みにあたって、職員が組合員や地域住民に接する際に、「いつも直売所のご利用ありがとうございます」が第一声として発せられるとしたら、直売所はまさに農協のすべての事業の窓口ということになるのではないか。^(注3)

(注1) 田代洋一『反TPPの農業再建論』筑波書房、2011年5月、65p.

(注2) 小池恒男『地域からはじまる日本農業「再生」—混迷する農政を超えて—』家の光協会、2012年5月

(注3) 石井芳明「わがJA管内の組織構造変化の見通しと今後の共済推進戦略」、(社)農業開発研修センター『平成23年度（通算第18回）JA共済総合研究会』、2011年10月、報告①-19p.

4 地域は今、何を求めているか —地域農業振興の決め手は何か—

基本にあるものとして第一にふまえなければならないのは、組合員農家、地域住民の意向である。ここでは2つの調査事例に基づいてその「再生」の方向性について確認しておきたい。

(1) アンケートにみる地域農業活性化の決め手

東北と近畿の2つの農協の正組合員農家に対する意識調査から、地域農業活性化の決め手に関して、東北については第3表、近畿については第4表のような結果が得られている。第3表で東北の結果についてみると、複数回答の指摘度では「国の補助事業の積極的導入」(38%)、「集落営農の組織化」(37%)、「農地の流動化と利用集積」(32%)、「作業受委託の推進」(32%)が上位

第3表 地域農業活性化の決め手(東北)

選択肢	複数回答(MA)		単一回答(SA)	
	指摘数	指摘度(%)	回答数	構成比(%)
1. 集落営農の組織化	66	31.3 (36.9)	30	14.2 (23.4)
2. 農地の流動化と利用集積	58	27.5 (32.4)	21	10.0 (16.4)
3. 作業受委託の推進	57	27.0 (31.8)	10	4.7 (7.8)
4. 本格的な園芸振興策の展開	39	18.5 (21.8)	8	3.8 (6.3)
5. 本格的な畜産振興策の展開	30	14.2 (16.8)	7	3.3 (5.5)
6. エコ農業の展開	50	23.7 (27.9)	10	4.7 (7.8)
7. 六次産業化の推進	26	12.3 (14.5)	5	2.4 (3.9)
8. グリーン・ツーリズムの展開	20	9.5 (11.2)	4	1.9 (3.1)
9. 国の補助事業の積極的導入	68	32.2 (38.0)	23	10.9 (18.0)
10. 農地の圃場整備の実施	25	11.8 (14.0)	8	3.8 (6.3)
11. その他(具体的に)	4	1.9 (2.2)	2	0.9 (1.6)
無回答	32	15.2	83	39.3
合計	211	100.0 (100.0)	211	100.0 (100.0)

資料 2010(平成22)年9月調査

- (注) 1 設問「地域農業の活性化の決め手は何ですか。あなたの見解についておたずねします」〔該当する番号のすべての()に○印、そのうちもっとも重要なもの1つに◎印〕。
 2 複数回答欄の指摘度の()の数値は無回答を除く指摘度。単一回答欄の構成比の()の数値は無回答を除く構成。

第4表 地域農業活性化の決め手(近畿)

選択肢	複数回答(MA)		単一回答(SA)	
	指摘数	指摘度(%)	回答数	構成比(%)
1. 樹園地の基盤整備や流動化の推進	24	5.7 (6.7)	4	0.9 (1.5)
2. 水田・普通畑の圃場整備や流動化の推進	80	18.9 (22.5)	24	5.7 (8.9)
3. 集落や旧村等を単位とした地域営農の展開	66	15.6 (18.5)	22	5.2 (8.2)
4. 野菜・花き等の本格的な生産振興の推進	78	18.4 (21.9)	21	5.0 (7.8)
5. 農産物価格安定制度の創設・充実	120	28.4 (33.7)	45	10.6 (16.7)
6. 新規就農者の育成・確保対策の展開	110	26.0 (30.9)	37	8.7 (13.8)
7. エコ農業の展開	26	6.1 (7.3)	5	1.2 (1.9)
8. 鳥獣害対策の推進	208	49.2 (58.4)	90	21.3 (33.5)
9. 六次産業化の推進	14	3.3 (3.9)	0	— (—)
10. 国や県の補助事業の積極的導入	73	17.3 (20.5)	9	2.1 (3.3)
11. グリーン・ツーリズムの展開	4	0.9 (1.1)	0	— (—)
12. その他(具体的に)	20	4.7 (5.6)	12	2.8 (4.5)
無回答	67	15.8	154	36.4
合計	423	100.0 (100.0)	423	100.0 (100.0)

資料 2010(平成22)年11月調査

- (注) 1 設問「地域農業の活性化の決め手は何ですか。あなたの見解についておたずねします」〔該当する番号のすべての()に○印、そのうちもっとも重要なもの1つに◎印〕。
 2 複数回答欄の指摘度の()の数値は無回答を除く指摘度。単一回答欄の構成比の()の数値は無回答を除く構成。

に並んでいる。これをさらに、選択肢1, 2, 3, 10をくくって「担い手育成に資する構造政策」でまとめると指摘度は115となり、選択肢4, 5の「産地の維持・強化」の39, 選択肢9の「国の施策の活用」の38を大きく引き離している。エコ農業が意外に高い指摘度28を示している点も注目される。

第4表で近畿の結果についてみると、ここではなんといっても「鳥獣害対策の推進」の複数回答の指摘度58の突出が目立っている。当然のことながら、地域による認識の違いの大きさに注目せざるを得ないが、同時に一方において、共通点として、選択肢1, 2, 3, 6をくくった「担い手育成に資する構造政策」の指摘度79の高さにも注目しておきたい。選択肢の設定が異なり（選択肢の設定は地域農業の実態に即して選定）、アンケート結果を単純に比較することはできないが、東北の調査対象地域における水田率の高さ、いのししの北限が福島県とされており、東北では獣害の程度は相対的に小さいとされている点（選択肢から除外）、近畿の調査対象地域においては畑地の割合が相対的に大きい点等々が考慮されなければならない。

(2) アンケート表の再整理と「活性化の決め手」の集約

地域農業振興の決め手は基本的には、誰が（担い手）、何をどう作って（生産）、どう売めるのか（販売）にかかっている。したがって地域農業振興の決め手の中心に座るこ

れらの点に対応して、基本課題1として「産地形成、産地の維持・強化」、基本課題2として「直売所の設置・拡充をはじめとする地産地消の取組み」、基本課題3として「土地利用型農業の足腰を強くする担い手育成に資する構造政策」、基本課題4として「多様な担い手に対する多様な支援策の具体化」の4つの戦略について中心的に踏み込んで具体的に検討する必要がある。

5 地域農業振興の基本課題と実行方策

以上の検討をふまえて、そしてまた地域の立地条件や地域住民の意向をふまえて、以下では例示的に地域農業振興の基本課題と実行方策を示しておくことにしたい。この方向に沿ってのより具体的な検討については今後の課題としたい。

基本課題 [1] 産地形成、産地の維持・強化（米・園芸・畜産・・・の産地づくり）

[A：何をどう作る] 地域の実態に基づいて設定

- (1) 良食味米産地づくり
- (2) 野菜・果樹産地づくり
- (3) 畜産の産地づくり

[B：誰が] Aに対応して具体的に検討
認定農業者、生産部会員、集落営農等々

[C：どう売る] Aに対応して具体的に検討

基本課題〔2〕直売所の設置・拡充をはじめとする地産地消の取組み

直売所，学校給食，食育，市民農園，市民向け営農講座等々

基本課題〔3〕土地利用型農業の足腰を強くする担い手育成に資する構造政策

圃場整備，土地利用集積，集落営農，地域営農システム

基本課題〔4〕多様な担い手に対する多様な支援策の具体化

新規就農者，定年退職就農者，女性農業者，高齢農業者，兼業農業者，生産部会員，直売所への出荷者グループ・メンバー，学校給食向け生産者グループ・メンバー等々

基本課題〔5〕水田の有効利用・高度利用
まず水田利用の実態把握，遊休農地（調整水田），緑の荒廃農地，麦一作・大豆一作面積，これらを野菜・果樹の園芸的土地利用，飼料作・放牧の畜産的土地利用に振り向ける。ここに産地資金を注ぎ込む。

麦・大豆作の量・質の向上対策，田畑輪換・輪作体系の確立

飼料用稲の生産・流通の抜本的改善ならびに畜産振興策の先行，耕畜連携

基本課題〔6〕環境保全型農業の推進

環境こだわり農業，有機農業，命はぐくむ農法

基本課題〔7〕六次産業化・農商工連携・コミュニティビジネス・観光農業の開発等々の業際作戦

基本課題〔8〕鳥獣害対策・耕作放棄地対策・再生可能エネルギーの開発等々の山際作戦

水田放牧（牛をはじめ豚，やぎ，ひつじ，にわとり等々）を総動員して雑草，荒廃，獣害と戦う（同時に畜産振興），空き家管理対策，再生可能自然エネルギーの開発と利用（1．小水力発電，風力発電，太陽光発電，バイオマス利用温熱エネルギーの開発，2．再生可能自然エネルギーに電気柵・園芸ハウスの電源・熱源の確保と利用，3．農業経営を支えるエネルギー生産部門の可能性についての検討）

基本課題〔9〕国の補助事業の積極的導入や直接支払い対策に対する積極的な対応

農業者戸別所得補償制度，中山間地域等直接支払交付金，農地・水保全管理支払い交付金，環境保全型農業直接支援対策，鳥獣害緊急総合対策，農山漁村の6次産業化対策，食と地域の交流促進対策交付金（集落活性化対策）等々

中心的な基本課題〔1〕から〔4〕に対して，〔5〕以下の基本課題は，中心的課題のための環境づくりと位置づけることもできる。基本課題〔7〕に「業際作戦」，基本課題〔8〕に「山際作戦」を加えて，さらに水際作戦を付け加えるとなると，いよいよ

よ農業協同組合単独での対応の限界は明らかで、だからこそ中小企業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等々の協同組合間協同が求められることになる。

加えて、これらの地域農業振興のための基本課題と実行方策を具体的に実践していくためにも、今、改めて地域農業振興対策、地域農業振興計画の策定と実践が求められ

ていること、そしてそのためにも地域農業振興の体制づくりが必要ということで最後に、地域農業振興を推進する体制づくりの課題をあげておきたい。営農面事業の積極的な展開が農協のすべての事業の活性化をリードするというぐらいの気概がなければならぬであろう。

(こいけ つねお)

